

20番議員、日本共産党の金子卓です。一般質問を一問一答方式でおこないます。

1、地域防災計画について

(1) 地域防災計画の策定と県への提出

1番目は、地域防災計画についてです。原子力規制委員会は2012年秋に原子力災害対策指針を一部改定し、防災対策の重点区域（UPZ）の目安を原発の半径8～10キロから同30キロ圏に拡大しました。そして、「国は3月18日までに重点区域に入る自治体に地域防災計画の原子力災害対策編を作るよう求めていると報道されています。

当市は、3月6日に3回目の防災会議を開き、地域防災計画〔改定案〕を決定しました。国が策定の期限としている18日は過ぎましたが、常陸大宮市地域防災計画の策定を県へ報告・提出したのかどうかお聞きします。

<市民部長答弁> 県への提出はまだおこなっていません。

(金子再質問) 決定された地域防災計画の今後の取り扱いはどのように考えているのでしょうか。再質問します。

<市民部長再答弁> 県への報告は、災害対策基本法第42条第4項の規定により、製本ができれば速やかに提出したいと考えています。

(2) 地域防災計画の6、原子力災害対策計画

次は、決定された改定地域防災計画の内容です。地域防災計画の6、原子力災害対策計画ではありますが、第1章、第1節で「想定外の事態に備えておく必要がある」と記していながら、重大な問題点となっている「避難」については、第7節の避難計画等の整備で「UPZ、重点区域である本市は、住民や一時滞在者が市外に避難する必要がある。このため、県、所在・関係市町村と協議し、市外の避難先や災害時要援護者を含む住民、一時滞在者の 避難方法を定め、住民への周知に努める」とあるだけで、第2章、応急対策計画も含め、具体性も現実性もありません。

また、第3章、復旧・復興計画に、「震災対策計画を準用する」と記されていますが、原発事故には、他の事故にはみられない「異質の危険」があります。被害がどうなるかを空間的、時間的、社会的に限定することは不可能です。このような事故は、他に類をみることができません。震災対策計画の準用ですますわけにはいかないと考えます。

今述べた理由から、私たち日本共産党市議団は2月26日の地域防災計画に対して意見書を提出しました。不十分な原子力災害対策計画のまま、改訂地域防災計画を決定した理由をお聞かせください。

<市民部長答弁> 国指針や県の地域防災計画において、広域避難計画や緊急時モニタリング体制、また緊急被曝医療体制、未確定な部分があるので、今後、適時に修正を加えていきたいと考えています。

(金子再質問) 原発の再稼働の問題で、「原子力規制委員会の田中俊一委員長は『計画整備が再稼働の前提』としている」と新聞等で報道されている以上、当市の原子力災害計画を含む地域防災計画が策定されたとは納得できるものではありません。今朝の茨城新聞は、県が改定を進める地域防災計画災害対策計画編についてのパブリックコメントは196件で、そのうちの2割強は東海第2原発の再稼働を懸念する意見だったと報じています。17日付の茨城新聞は1面で、「防災計画策定に遅れ」との記事を大きく載せています。その中で、当市は、避難計画については「来年度」、避難場所については「見通しなし」としています。

東海第2原発の過酷事故、想定外の事態に備える計画が果たしてつくれるのでしょうか。再質問します。

<市民部長再答弁> 当市の原子力災害対策編の中での避難の件ですが、現在、県が県内での広域避難計画の検討をおこなっています。今後、具体的な内容が示されてきますので、その時期に改定をおこないたいと考えています。

(金子) 先ほども言いましたが、原子力規制委員会の委員長が計画整備が再稼働の前提と報道されている以上、3月6日に決定されました地域防災計画改定を製本ができてほしい速やかに提出するということですが、それは提出すべきでないことを強く要請して、次に移ります。

2. 道の駅整備事業について

(1) 道の駅整備事業、今年度のスケジュール

2番目は、道の駅整備事業についてです。最初は、今年度のスケジュールです。木村議員への答弁で概略説明がありましたが、予算に関する説明書に記載されている、基本計画策定、用地測量、家屋調査、地質調査、不動産鑑定、基本設計、希少動植物調査について、いつ開始し終了する予定なのかなど、時系列的に詳細なスケジュールをお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 年度当初から、基本構想を具体化するための基本計画の策定業務をおこないます。次に、地権者の同意をもらった後、用地測量、地質調査、不動産鑑定や補償調査業務を委託により実施します。それぞれの期間ですが、おおむね3ヶ月から4ヶ月かかる見込みです。希少動植物調査は、土地収用法にかかわる事業認定申請に必要な調査で、県と協議の上、対応を検討していきます。

(2) 基本計画の策定

①基本計画策定の方法

次に、基本計画の策定です。第1に基本計画策定の方法ですが、策定にあたって検討委員会の設置は予定されていないようですが、どのようにして策定するのか方法をお聞かせください。コンサルに委託するという答弁でなく、具体的な市の考えをお聞かせください。

＜経済建設部長答弁＞ 道の駅整備にかかわる庁内の関係部署で組織している道の駅整備庁内調整会議で検討していきます。また、基本構想に掲げている整備コンセプトを実現するため、県北農林事務所、農業改良普及センター、茨城みどり農協などの担当職員による道の駅6次産業化推進プロジェクトチームを設置し、検討結果を基本計画に反映していきます。さらに今後、道の駅交流体験機能の充実や新たな創出を図るための検討会議の設置も検討していきたいと考えています。ただいま申し上げた組織による検討のほか、関係機関、生産者団体、専門家などからご意見、アドバイス等を受けながら実施していきます。

（金子再質問） 計画策定にあたっては、関係者・団体・専門家などから意見・要望を聞くことは当然です。何度もこの場所から言っていますが、当市の道の駅を多くの観光客が訪れ、地域が活性化するためには、また市民が気軽に利用できる施設にするためには、関係者の知恵の結集が必要と考えます。道の駅候補地には直売所がありますし、山方地区には「水車」に農産物等を出荷していた団体もあります。農協には多くの生産部会がありますし、女性部・青年部もあります。また市内には、系統出荷ではなく独自の販売ルートで営農している個人も多くいます。農産物だけでなく、御前山の陶芸家などの芸術家、また、商工会・森林組合・漁業組合の方々、生産者だけでなく消費者団体など市内の様々な方々から「道の駅」への意見・要望を聞く必要があると考えます。

具体的に誰が、どのような方法で聞くのか再質問します。

＜経済建設部長再答弁＞ ただいま説明しました、庁内調整会議、6次産業化推進プロジェクトチームの会議において、関係機関、生産者団体などから、ご意見、アドバイス等を受けながら計画の策定を進めていきます。さらに、農産物の出荷状況、道の駅の出品意向などを調査するため、生産者団体等へのアンケート調査を実施する予定です。

（金子再質問） 今の体制では、細かい方々というか、例えば農協でも生産者団体がいくつあるかで、それぞれのところから聞くのは難しいと思います。基本計画を委託するコンサル業務の中に、そういく意見を聴取する契約を入れていただければと思います。先ほど言いましたように、様々な市民の意見・要望を聞くためには、「基本構想」を広報等で提示してのパブリックコメント的なことの実施すべきと考えています。12月議会でも質問しましたが、再度質問します。

＜経済建設部長再答弁＞ ご質問のようなパブリックコメント的な方法は実施する考えはありません。

（金子再質問） 答弁の中で、アンケート調査をするというのは一歩前進だと思います。そんなにお金はかかりませんので、細かく対象者を選んで調査をしていただきたいと思います。しかし、アンケート調査というのは対象者が限られています。私の言ったパブリックコメント的なことをしないのであれば、様々な市民が道の駅整備に関しての意見・要望を述べる場合、どうすれば良いのでしょうか。質問します。

＜経済建設部長再答弁＞ 道の駅整備に関してのご意見、ご要望は、商工観光課、道

の駅整備推進室が対応窓口です。

(金子再質問) 今年度に策定される「基本計画」についてのパブリックコメントは実施する考えでしょうか。お聞かせください。

<経済建設部長再答弁> 基本計画の策定方法は、先ほど説明したとおりです。基本構想と同様、パブリックコメント手続き以外の適切かつ効果的と認めた方法であると判断し、基本計画策定においてもパブリックコメントは現在のところ実施しない考えです。

(金子質問) 現在のところ実施しないということですが、市長に質問いたします。3月2日にコミセンで茨城大学の学生が、常陸大宮市でおこなっている調査研究やまちづくり活動についての報告と研究発表がおこなわれました。今回の道の駅整備事業も、計画段階から参画でき、調査研究の対象となるようにパブリックコメントの実施は必要と考えるものです。いかがでしょうか。

<市長答弁> パブリックコメントについては、経済建設部長から答弁していますが、今のところ実施しないでやりたいという思いです。これはひとつご理解いただきたいと思えます。

(金子) この問題は、そのまま理解するわけにはいきません。先ほど副市長はコンサルの知恵を借りると言いましたが(木村議員の質問に答えて)、市民の知恵こそ借りるべきです。その意味で、基本計画のパブリックコメントの実施を強く要請し、次に移ります。

②道の駅整備、基本計画への提案

次に、道の駅整備、基本計画への提案です。12月議会の一般質問答弁で市長の要請もありましたので、いくつかの提案をさせていただきます。基本構想を受けまして、①地域の生産者が野良着で立ち寄り、話ができ、観光客等と交流できるような販売所、また生産者の居場所となるスペース、②天気の良い日には屋外で飲食できるスペース、③農産物・加工品だけでなく陶芸など市内の工芸品を展示・販売できるスペース、④久慈川や奥久慈の山々が眺望できるように、建物の屋根の部分工夫しての展望台、⑤自然エネルギーを利用した発電施設は、基本構想に記載された太陽光発電施設だけに限らず、例えば風力発電塔、118号線沿いにはなく、遠くから見え、道の駅の目印にもなると思います。また、⑥防災拠点として利用するため、貯水槽だけではなく井戸を設置してはどうでしょうか。考えをお聞かせください。

その他の提案であります。平成23年度の「道の駅」基礎調査でも、河川管理者である県と連携することにより、「道の駅」と一体化した効果的な河川整備を促進していくことが重要であると指摘していますが、⑦堤防内の土地の活用、⑧北側にある118号線沿いの竹林の活用と整理、⑨対岸の竹林の整理、これは水害防備林としては指定されていないと思われませんが、大宮土木事務所や関係者と協議すべきと思います。

それから、⑩辰ノ口親水公園と有機的なかわりが持てるよう、辰ノ口堰の頭首工の接続も検討すべきと考えます。この辰ノ口堰頭首工につきましては、2010年第2回定例

議会で「辰ノ口堰改修工事に関する請願書」が全会一致で採択されていることを申し添えます。

道の駅整備、基本計画策定への提案をさせていただきました。市の考えをお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 道の駅の具体的な導入施設などの施設整備計画は、今後、策定します基本計画の中で検討していきます。①道の駅は生活コミュニティを育む拠点施設ですので、誰もが気兼ねなく安心してくつろげるよう施設を整備していきたいと考えています。②飲食直売施設は、どのような施設内容とするか運営主体の検討とあわせて基本計画策定の中で検討していきます。③工芸品を展示、販売できるスペースの設置を含め検討します。④その必要性を含めて検討したいと考えています。⑤風力発電所の設置は、設置の効果や周辺環境への影響、事業の採算性など解決しなければならない課題も大変大きいと考えています。⑥防災拠点として必要な施設・設備は、井戸の設置を含め、防災担当部とも協議の上、調査・検討していきます。⑦気軽に久慈川と接することができる施設の整備は、県など関係機関と協議・調整を進めていきたいと考えています。⑧道の駅の景観面も考慮して、一部伐採など整理を検討する必要があると考えていますが、護岸等の保全機能もあり、関係機関や地権者と協議し、対応を検討していきます。⑨道の駅整備と関連づけての対応は困難ではないかと考えています。⑩辰ノ堰頭首工の接続は、道の駅と関連づけて対応することは困難ですが、地域全体といった面への広がりや育むことで相乗効果が生まれるような管理運営を推進していきます。

<副市長答弁> 今、ご提案の中にはできないものも当然ありますが、大変ありがたく受け止め、具体的な対応の中で、真剣に対応を検討していきたいと思っています。

(金子再質問) 私の提案のひとつ、対岸の竹林の整理は関連してはできないということですが、先日、土木事務所の河川課長と話してきましたが、対岸の区長さんの考えとこちらの考えはそんなにずれていません。あそこに立って見ますと、奥久慈の山々の展望がひとつの大きな魅力ですが、非常に阻害されています。それで、展望台ではなくて屋根を利用した提案をしました。関連難しいということではなく、土木事務所とぜひ協議していただきたいと思います。

最後に市長にお聞きします。「道の駅」は、その整備にとどまらず、道の駅をひとつの資源として地域づくりをすると言われています。先の予算審査の際にも言いましたが、現在の整備推進室2名だけではこれからは不十分と考えます。今回の質問では取りあげませんでした。道の駅の整備と並行して、6次産業推進プロジェクトチームもありますが、農産物で言えば生産体制をつくるのがどうしても必要です。そのために専従する職員が必要です。完成するまでの3年間、道の駅整備推進室の人員増強を再度確認したいと思います。

<副市長再答弁> ここで何人とは申し上げられませんが、25年度については拡充する方向で対応していきたいと思っています。

(金子) ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。次に移ります。

3. 子ども・子育て支援について

(1) 子どもへの医療費助成

3番目は子ども・子育て支援についてです。最初は、子どもへの医療費助成です。7月から小学6年生までの医療費が入院だけでなく通院にも拡大されることになりました。しかし、1月24日の茨城新聞1面で、子どもへの医療費助成を独自に「中学校卒業」まで拡充する自治体が県内44市町村のうち21市町村にまで広がっていることが分かったとの記事が大きく載った後では、せっかくの施策も色あせてしまいました。

当市議会では、2009年第4回定例議会で中学校卒業までの医療費無料化を含む「子どもの医療費無料化を求める請願」が趣旨採択されています。当市でもさらに年齢を拡大し、中学校卒業までの医療費助成を求めるものです。考えをお聞かせください。

<保健福祉部長答弁> 今回、平成25年7月から少子化対策のさらなる充実ということで、これまで対象外だった奨学年から6年生までの外来医療も市単独で県補助事業と同様の内容で医療費の助成を実施しようと、条例等の審議をお願いしています。中学生まで拡大することは、まずは、今回の拡大を運用して、この制度の財政への影響を見極め、見直し、あるいは検討をしていきたいと考えています。

(金子) 中学卒業までの医療費助成を要請しまして、次に移ります。

(2) 子どもの甲状腺検査

次は、子どもの甲状腺検査です。昨年の9月定例議会でも取りあげましたが、再度質問します。東海村に続いて、高萩市、北茨城市も新年度から検査を実施することになりました。今年1月12日のNHKスペシャルで放射能ヨウ素の飛散シュミレーションが放送され、放射性ヨウ素が関東全域に飛散したことが報じられました。当市も、子どもの甲状腺検査をすべきと考えます。再度質問します。

<保健福祉部長答弁> 今回再度の質問ですが、状況的には変わりがないので、市の考え方も、茨城県と同じ考え方で対応したいと考えています。引き続き、県、県内自治体の動向、専門家からの意見聴取等も視野に入れた中で注意深く見守っていきたいと考えています。

(金子) チェルノブイリでは4～5年後に甲状腺がんが発生していることから、今回、福島県の健康調査の結果は、放射のとは関係ないとの説明もありますが、そもそもチェルノブイリで大規模な検診がおこなわれたのは事故から4～5年後だったので、もっと早くから発症していた可能性は否定できません。検査の実施を強く要請しまして、次に移ります。

(3) 小中学生の心臓検診結果

次は、小中学生の心臓検査結果です。今年1月4日の読売新聞は、取手市の市立小中学校の学校健診で、心電図に異常が見られる児童・生徒の数が2011年度から増加して

いることがわかったと報じています。当市の小中学校の心臓検査の結果はどうだったのでしょうか。質問します。

<教育部長答弁> 検診の対象者は奨学年生、中学1年生です。毎年実施していますが、各年度の数値、全受診者の率で対比しますと、平成21年度以降、2次検診、精密検査とも毎年同程度の伸びであり、特筆しての増とはなっていません。これらの数値上からは、特別の影響・変化はないのではと考えています。

(金子) 次に移ります。

4. 国民健康保険について

(1) 短期保険証・資格証明書の発行

4番目は、国民健康保険についてです。(1)の短期保険証・資格証明書の発行は後にまわしまして、時間の関係で、(2)(3)(4)を合わせて最初に質問いたします。

(2) 生活保護者の滞納国保税、生活保護と同等の生活状態の人の滞納国保税

(3) 国民健康保険税の減免

(4) 医療費の一部負担金減免等

(2)は、生活保護者の滞納国保税と生活保護と同等の生活状態の人の滞納国保税です。最初に、生活保護受給者の生活保護認定以前の滞納国保税は滞納処分の停止をしているのでしょうか。また、任意の支払いなど求めていると思いますが確認します。

次に、生活保護と同等の生活状態の人の滞納国保税ですが、どのような取り扱いをしているのでしょうか。

(3)は、国民健康保険税の減免です。東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免を除いた減免制度について質問します。2010年4月から、倒産・解雇などによる離職、雇い止めなどによる離職をされた人で国保税が軽減された人の年度ごとの件数、また、市独自の減免制度である2010年4月施行の国保税の減免に関する規則で国保税が減免された人の年度ごとの件数をお聞かせください。

(4)は、医療費の一部負担金減免です。これも、先ほどと同様に、東日本大震災で被災された人の医療費窓口負担の免除は除きます。最近の年度ごとの減免件数をお聞かせください。

<総務部長答弁> (2)生活保護者は、地方税法第15条の7、第1項第2号の規定に基づき、滞納処分の執行停止をすることになっています。したがって、生活保護の適用を受けた段階で、それ以前の滞納分は滞納処分の執行停止をしています。任意の支払いなどは求めています。この地方税法の規定に基づき、生活保護相当の生活困窮者について、担当職員が、財産調査(金子・注、貯蓄額の聴取・通帳のコピー等)、納税相談、臨戸によって生活状況を十分に把握した上で、税金を納付することが困難であると判断した場合に生活保護者と同様に執行停止処分をしています。執行停止後3年間、同じ状況が継

続した場合には、滞納者の納税義務が消滅しますが、回復すれば、改めて納めていただきます。

(3) まず、倒産・解雇、雇い止めにより離職された人の軽減は、平成22年度は86人、23年度は168人、24年度は今現在で222人が対象となっています。それから、市の規則により減免を受けている人です。災害や長期の入院等により所得が大幅に減少した人など、納付が困難になった世帯を対象に減免をする制度ですが、平成22年度、23年度はありません。24年度は竜巻災害で被害を受けた1世帯が該当しています。

<保健福祉部長答弁> 国保税法第44条で、特別な理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の免除減額をすることができますと規定されています。これまで、生活困窮によって医療機関の一部負担金が支払えない状況は、生活保護受給の相談等で対応していますので、実施件数はありません。

(金子再質問) 国の制度で軽減人数の件数がありました。市の独自減免制度は、国の軽減制度より対象者要件が広いはずですが、なぜ件数がこんなに少ないのか、このことをどのように考えているのでしょうか。

<総務部長再答弁> 市の独自制度も、国の軽減措置も、リーフレットを作成し、市民の方、あるいは国民健康保険の加入者に対し啓発しています。国の軽減措置の対象は、離職した時点で65歳未満となっています。市独自の規則では、そういった制限はないのですが、職に就いているかどうかということで違いがあるということで考えています。

(金子) 先ほど周知していると言いましたが裏面の一番下に書いてあるだけで、非常にわかりづらい。国の軽減措置の場合は、ハローワークでも説明されているでしょうし、労災に入っている人だけなので、該当する人はわかると思います。市独自の減免制度は、労災に入っていない人も対象ですから、もっと幅広い人がこの制度で救済されると考えています。ぜひ活用していただくために、周知徹底を十分していただくよう強く要請します。また、医療費の一部負担金の減免ですが、減免基準を明確にし、この制度の周知も強く要請します。

時間がなくなりましたので、(1)の短期保険証・資格証明書の発行、(5)の医療費の分析は次回にまわします。